

公募型プロポーザル方式に係る手続の開始

次のとおりプロポーザル方式に係る手続を開始します。

令和6年(2024年)11月8日

「住んでみいね!ぶちええ山口」県民会議
会長 村岡嗣政

1 業務の概要

次に掲げる業務の委託

- (1) 業務名
山口県地域おこし協力隊OB・OGのPR動画制作に関する業務
- (2) 業務内容
応募要項及び仕様書のとおり
- (3) 履行期間
契約締結日から令和7年2月28日まで
- (4) 履行場所
山口県内及び本事業を実施するにあたり委託者が必要と認める地域

2 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- (2) 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。
- (4) 破産法(平成16年法律第75条)に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団の統制の下にある団体でないこと。
- (6) 山口県内で地域おこし協力隊として活動し、任期終了後、山口県に定住する協力隊OB・OGであること。

3 応募要項等の配布

ホームページによる配布

令和6年11月8日(金)午前9時から11月26日(火)午後5時まで

「住んでみいね!ぶちええ山口」県民会議のホームページからダウンロード
(<https://www.ymg-uji.jp/contract/>)

4 参加表明書

- (1) 提出方法
電子メール送信によること。なお、電子メール送信後に必ず電話で受信の確認を行うこと。

(2) 提出先

「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議事務局
(山口県総合企画部中山間地域づくり推進課 やまぐち暮らし創造班)

(3) 提出期限

令和6年11月18日(月)午後5時まで(必着)

5 提案書

(1) 提出方法

電子メール送信によること。なお、電子メール送信後に必ず電話で受信の確認を行うこと。

(2) 提出先

「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議事務局
(山口県総合企画部中山間地域づくり推進課 やまぐち暮らし創造班)

(3) 提出期限

令和6年11月26日(火)午後5時まで(必着)

6 審査

審査は、競争入札等審査会において審査基準に基づき実施する。

7 その他

詳細については、「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議事務局(山口県総合企画部中山間地域づくり推進課 やまぐち暮らし創造班)(電話 083-933-2540、FAX 083-933-2559)に問い合わせること。